

防衛省に対する過大請求の概要と再発防止策について

当社は、防衛省・防衛装備庁および各自衛隊補給処等ならびに機体会社と締結していた防衛装備品の製造・修理の契約において発生した過大請求にかかる返納金約80億円の国庫への納付を本日完了しました事をお知らせいたします。

本事案に関しまして、お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑、ご心配をおかけし、誠に申し訳なく、改めて深くお詫び申し上げます。当社は、今後二度とこのような問題を起こすことがないように全社一丸となって信頼回復に努めてまいります。

社内調査の結果を踏まえ、本事案の概要および再発防止策につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

1. 不適切な工数計上による過大請求の概要

本事案における過大請求は、当社の航空機器事業部が防衛省・防衛装備庁および各自衛隊補給処等ならびに機体会社と締結していた防衛装備品の製造・修理の契約において発生しました。このような契約においては、一般的に市場価格というものが無いことから、ほとんどの契約において製造・修理に要した費用を購入費、外注費、加工費、その他経費等個別に積み上げて原価を算出し、適正利益等を付加して売価を算定する「原価計算方式」が適用されています。

本事案の過大請求は、原価を構成する加工費において、その算出根拠となる工数に対して不適切な調整を行うことで、本来あるべき契約金額よりも過大な金額で契約を締結し、請求を行っていたというものです。

2. 背景および経緯

上記の不適切な行為は常態化しており、過去に行われた防衛省の制度調査においては、事前に提出する工数データを書き換えるなど準備をして、不正の発覚を回避しておりました。

これらの不適切な行為は、過去から実務を引き継ぐ慣行として継承され、業務として実態を把握していたのは、一部の関係部門、関係者に限られておりました。

3. 原因分析および再発防止策

当社は、今後二度とこのような不適切な行為が発生させることのないよう、以下の再発防止の施策を取り纏め、その実施に着手しております。

1) 規範意識の鈍麻に対する施策

【原因】 関係者が特に深い問題意識を持つことなく、長年に亘って不適切な工数計上を行ってきたのは、防衛省等との契約において実績工数の重要性を認識しておらず、また、その背景には当社におけるコンプライアンス教育が不十分であったことが影響しております。

【施策 - 全社】

① コンプライアンス経営の定着

- ・コンプライアンス遵守を最高価値化すべく、「経営理念」、「企業行動指針」の改定
- ・不適切行為を風化させないため、「コンプラ強化週間（毎年10月）」の設定
- ・経営トップによる、再発防止に向けた決意やコンプライアンス重視のメッセージの定期的かつ継続的な発信
- ・全従業員に対するコンプライアンス研修の義務化、法令や社内規程類等のルールへの遵守状況などのコンプライアンスへの取り組み姿勢を人事評価制度へ導入

② 役職員一人ひとりの意識改革

- ・「規範意識教育」や「防衛省コンプライアンス教育」の実効性と有効性を持たせるように、研修内容を充実したうえで、繰り返し教育として体系化
- ・幹部昇格要件として、「企業行動指針」「内部通報制度」「品質・モノづくり教育」の3コースを、必須教育として義務化

2) 人事の固定化に対する施策

【原因】 人事異動が少なく、異動があっても航空機器事業部内で完結するなど、同一者が長期に亘り同一業務に就き、第三者による牽制が効きづらく、こうしたことが不適切な行為の温床となっております。

【施策 - 全社】 人事の流動化

- ・人材配置の固定化を打破すべく、幹部をはじめとした人事ローテーションを段階的に、航空機器事業部の枠を超えて全社的に実施

3) 適切な工数集計のための体制整備に対する施策

【原因】 工数が集計され、防衛省等との契約における関係書類に自動的に反映される仕組みを構築できたにもかかわらず、担当部署で工数の転記や書き換えを行うことが可能であり、システムおよびその運用面に脆弱性がありました。

【施策-航空機器事業部】

① データ編集の厳格化

- ・人手を介さず見積工数算出が出来る仕組みを構築

② 履歴が残るシステム運用

- ・コンピュータ上で修正・更新ログを残し、システム管理者が不正アクセス、不適切な行為をチェックできる仕組みを構築

③ アクセス権限の見直し

- ・ユーザー権限の定期的な見直しを行い、システムへの不適切なアクセスを制限

4) 内部統制上の不備に対する施策

【原因】 内部監査によって不適切な工数計上が発見されることがなく、また内部通報制度によって従業員から通報されることもなかったなど、当社における内部統制上の不備がありました。

【施策-全社】

① 内部統制体制の見直し

- ・従来の法務部内部統制室を2019年4月1日付で、内部統制部として拡充・改編し、同部がグループガバナンスおよびコンプライアンスの整備・運用を行い、監査部がその整備・運用状況を確認、評価する体制を構築

② 内部監査態勢の強化

- ・法令・契約違反やその予兆を発見するためのリスク評価に基づく監査のテーマ選定および重点実施による社内自浄作用機能の強化
- ・航空機器事業部を重要監査対象部門とする内部監査の定期的実施による再発防止策の運用・定着状況、並びに規程類の遵守状況確認

③ 内部通報制度の周知徹底

- ・全従業員へのコンプライアンス研修の義務化やポスター・社内報による従業員への周知による内部通報制度の実効性向上
- ・通報の義務化

④ 社内規程類の見直し

- ・従業員就業規則を見直し、法令・顧客との契約および社内規程類に反する行為をした場合を懲戒行為と位置付け、罰則規定を明確化
- ・客先との決め事および見積に関する事項等が、社内規程類に盛り込まれ、正しく運用されているか定期的に点検

4. 社内処分

本事案に関する社内処分は、以下の通りです。

1) 役員に対する処分

① 代表権返上

免震・制振用オイルダンパーの検査工程における不適切行為及び防衛省との防衛装備品における不適切な工数計上による損失の責任をとり、2019年6月25日付で代表取締役であった会長が代表権を返上しております。

② 月額報酬の一部返上

- ・取締役については、2020年1月より1～3か月間、月額報酬の10%～30%を返上します。
- ・執行役員の一部については、2020年1月より3か月間、月額報酬の10%～20%を返上します。
- ・監査役（2019年6月25日付で就任した監査役を除く）については、監査役会からの申し出に基づき、2020年1月より1か月間、月額報酬の10%を返上します。

③ 執行役員の解嘱

航空機器事業部長を委嘱していた執行役員については、2019年3月31日付で委嘱を解き、2019年12月31日付で退任しております。

2) 関与者に対する処分

本事案に関与した事実が認められた者については、2020年1月1日付で社内規程により厳正に処分を行っております。

以上

本件に関するお問い合わせ先

東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル 11階

KYB株式会社 経営企画本部 広報部長 福田 憲道 TEL 03-3435-3552